

設計		校合		リーダー		所長		副課長		課長	
----	--	----	--	------	--	----	--	-----	--	----	--

令和8年度 業務委託 設計書  
 仕様書

- 1 委託名 資源化センター水質分析業務委託
- 2 委託場所 川越市大字鯨井782番地3
- 3 実施額 \_\_\_\_\_ 円 (但し、委託価格 \_\_\_\_\_ 円)
- 4 変更実施額 \_\_\_\_\_ 円 (但し、委託価格 \_\_\_\_\_ 円)
- 差引増減額

5 委託大要、起工・変更理由

委託変更の大要	
委託の大要	資源化センターの第一調整池及び外周水路並びに排水処理施設の排出水の分析を行う。
変更理由	
起工理由	資源化センターの第一調整池及び外周水路並びに排水処理施設の排出水の分析を行い、適正な水質管理を行うため。

# 本 業 務 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
分析・測定費								
	直接労務費	排水処理施設 排水		1	式			
		第一調整池 池水		1	式			
		外周水路		1	式			
検体採取・運搬費				1	式			
諸経費				1	式			
委託価格								
消費税等相当額								
実施額								

単価表-1

項	名 称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	分析・測定費（排水処理施設 排水）					
	水素イオン濃度	12	検体			月1回
	生物化学的酸素要求量	12	検体			月1回
	化学的酸素要求量	24	検体			月2回
	浮遊物質	12	検体			月1回
	大腸菌数（平板培養法）	12	検体			月1回
	全窒素（窒素含有量）	24	検体			月2回
	ｶﾞﾐﾝ (ｶﾞﾐﾝ及びその化合物)	4	検体			年4回
	全ｼﾝ (ｼﾝ化合物)	4	検体			年4回
	鉛（鉛及びその化合物）	4	検体			年4回
	六価ｸﾛﾑ (六価ｸﾛﾑ化合物)	4	検体			年4回
	砒素（砒素及びその化合物）	4	検体			年4回
	総水銀 （水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物）	4	検体			年4回
	アルキル水銀（アルキル水銀化合物）	4	検体			年4回
	ポリ塩化ビフェニル	4	検体			年4回
	ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ	4	検体			年4回 VOC11検体
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ	4	検体			
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛﾴﾚﾝ	4	検体			
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛﾀﾝ	4	検体			
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾴﾚﾝ	4	検体			
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛﾀﾝ	4	検体			
	四塩化炭素	4	検体			
	ﾄﾘｸﾛﾛﾴﾚﾝ	4	検体			
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛﾴﾚﾝ	4	検体			
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛｰﾍﾞﾝ	4	検体			
	ベンゼン	4	検体			
	ｼﾞｻﾞﾝ	4	検体			
	チオベンカルブ（ﾊﾞﾝﾄﾞｶｰﾌﾞ）	4	検体			
	ｸﾞﾗﾑ	4	検体			
	セレン（セレン及びその化合物）	4	検体			
	ﾌｯ素（ﾌｯ素及びその化合物）	4	検体			
	ほう素（ほう素及びその化合物）	4	検体			
	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	4	検体			
	全リン（リン含有量）	24	検体			月2回
	銅（銅含有量）	4	検体			年4回
	亜鉛（亜鉛含有量）	4	検体			年4回
	溶解性鉄（溶解性鉄含有量）	4	検体			年4回
	溶解性マンガン（溶解性マンガン含有量）	4	検体			年4回
	ｸﾛﾑ (ｸﾛﾑ含有量)	4	検体			年4回
	油分（ノルマルヘキサン抽出物質含有量） （鉱油類含有量）	4	検体			年4回
	油分（ノルマルヘキサン抽出物質含有量） （動植物油脂類含有量）	4	検体			年4回
	フェノール類（フェノール類含有量）	4	検体			年4回
	珪素消費量	4	検体			年4回
	有機リン化合物	4	検体			年4回
	1,4-ジオキサン	4	検体			年4回
	合計					

単価表-2

項 名	称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
2	分析・測定費（第一調整池 池水）					
	水素イオン濃度	12	検体			月1回
	生物化学的酸素要求量	12	検体			月1回
	化学的酸素要求量	12	検体			月1回
	浮遊物質	12	検体			月1回
	全窒素（窒素含有量）	12	検体			月1回
	全リン（リン含有量）	12	検体			月1回
	合計					

単価表-3

項 名	称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
3	分析・測定費（外周水路）					
	水素イオン濃度	6	検体			年6回
	生物化学的酸素要求量	6	検体			年6回
	化学的酸素要求量	6	検体			年6回
	浮遊物質	6	検体			年6回
	全窒素（窒素含有量）	6	検体			年6回
	全リン（リン含有量）	6	検体			年6回
	合計					

単価表-4

項 名	称	数量	単位	単 価	金 額	備 考
4	検体採取・運搬費					
	検体採取及び運搬費	24	回			月2回
	合計					

資源化センター水質分析業務委託

# 仕様書

川 越 市

環境部 環境施設課 資源化センター

## 1. 目的

川越市資源化センター第一調整池の池水及び外周水路並びに排水処理施設の排水の分析を実施することにより、適正な水質管理を行うことを目的とし、川越市（以下「発注者」という。）が受注者へ委託する業務の必要事項を定めるものである。

## 2. 委託名称及び委託期間

- (1) 委託名称：資源化センター水質分析業務委託
- (2) 委託期間：契約締結日から令和9年3月30日まで

## 3. 委託対象施設

- (1) 名称：川越市資源化センター
- (2) 場所：川越市大字鯨井782番地3
- (3) 検体採取場所：熱回収施設、第一調整池、外周水路

## 4. 支払い方法

月払い（出来高払い）

契約後、速やかに「各月支払い内訳書」を提出すること（指定様式）。着色部に記入した金額の合計が契約額と一致しなければならない。

## 5. 業務着手前提出書類

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書（指定様式）
- (2) 業務従事者名簿（施設の防犯上必要なため）
- (3) 管理技術者等通知書（指定様式）
- (4) その他発注者が指定するもの

## 6. 業務実施要領

- (1) 受注者は、安全かつ効率的に検体採取できるよう準備し、検体採取の実施にあたっては、事故防止に努め発注者の業務に支障のないようにすること。
- (2) 検体採取は、原則毎月第1、3月曜日とする。  
ただし、次の場合は別途協議のうえ採取日を決定する。
  - ・4月の第1回目及び第2回目の採取日。
  - ・該当日が悪天候などにより採取できないとき。
- (3) 第一調整池の池水及び外周水路の検体採取は、柵の中で行うため、柵の鍵を資源化センター受付にて受け取ること。鍵の保管は十分注意し、検体採取後は速やかに鍵を返却すること。
- (4) 受注者は、計量法（平成4年法律第51号）に規定する物質の濃度（水質）に係る計量証明事業について、都道府県知事の登録を受けている者で、分析に従事する者は、十分な経験を有する者とする。
- (5) 受注者は、原則として別紙「分析項目及び測定方法」に記載されている方法により分析を行うこと。

(6) 発注者は、受注者の分析体制を確認するため、立入検査を実施することができる。

(7) 受注者は、分析結果に異常値を認めた場合速やかに発注者へ報告すること。

## 7. 分析項目、測定方法及び測定回数等

(1) 分析項目及び測定方法 : 別紙 1

(2) 月別分析項目 : 別紙 2

(3) 検体採取場所 : 別紙 3

## 8. 報告書の提出

受注者は、分析完了後、以下の報告書を提出すること。

(1) 委託業務実施報告書 (指定様式)

分析結果報告書と併せて提出する。

(2) 分析結果報告書

①月単位で検体採取日ごとにとりまとめて、毎月 2 回目の検体採取後、20 日以内に提出すること。

② 3 月分 2 回目の検体採取後は年報を提出すること。

③ 報告書は、2 部提出すること。(正・副)

④ 報告書の提出先は、環境部環境施設課資源化センターとする。

⑤ 報告書の記載事項については、以下のとおりとする。

- ・ 業務委託の名称
- ・ 受託者の社名、代表者名 (押印)、所在地、電話番号
- ・ 施設名及び検体名
- ・ 検体採取年月日、時刻、水温
- ・ 証明年月日
- ・ 環境計量士氏名 (押印)
- ・ 測定方法、単位、定量下限値
- ・ その他指定があるもの

(3) 資源化センター 水質規制値一覧及びチェック表 (指定様式)

分析結果報告書と併せて提出すること。また、電子データについても発注者指定のアドレスに送付すること。

## 9. その他事項

(1) 本仕様書に規定されていない事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

(2) 受注者は、施設管理担当者が交付又は使用を許可した情報に限らず、本業務を履行するにあたり知り得た情報について、本契約の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩等してはならない

(3) 受注者は、業務を遂行するに当たり、設備、機器等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷の場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うこと。

- (4) 受注者は、「川越市の施設における受動喫煙対策に関する基本方針」に基づき、資源化センター敷地内全面禁煙を守ること。
- (5) 受注者は、委託業務の遂行にあたり施設利用者等の利用を妨げないよう、また、不快を抱かせないよう言動等に十分注意するものとする。
- (6) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ業務の性質上必要なことは、ここに記載されていない細部の事項についても、誠意をもって行うこと。
- (7) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (8) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

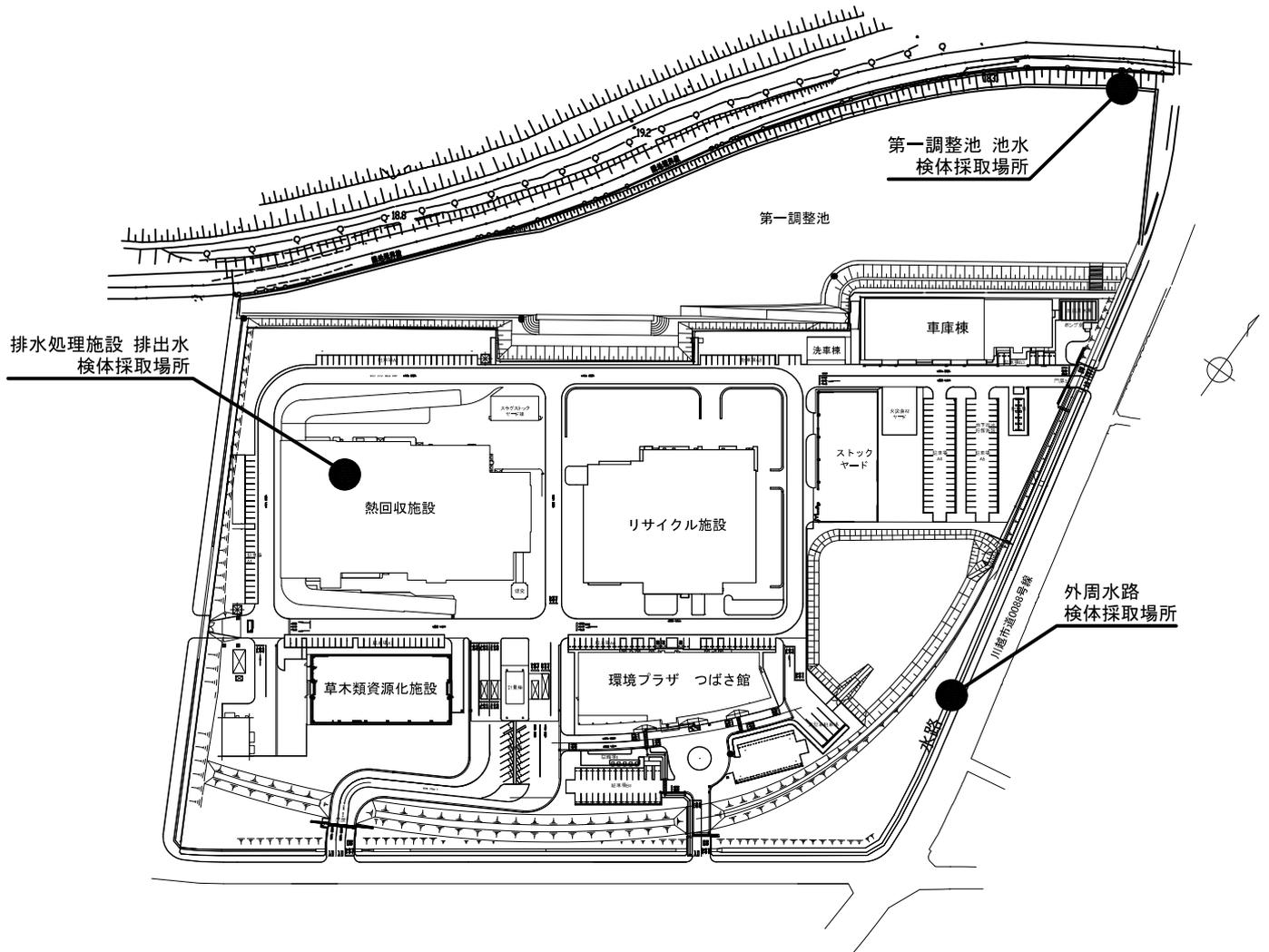


## 資源化センター 月別分析項目

No.	排水処理施設 排水 項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		回数
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	
1	水素イオン濃度(pH)	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		12
2	生物学的酸素要求量(BOD)	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		12
3	化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
4	浮遊物質(SS)	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		12
5	大腸菌数	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		12
6	窒素含有量(全窒素)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
7	カドミウム及びその化合物	○						○						○						○						4
8	シアン化合物	○						○						○						○						4
9	鉛及びその化合物	○						○						○						○						4
10	六価クロム化合物	○						○						○						○						4
11	砒素及びその化合物	○						○						○						○						4
12	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○						○						○						○						4
13	アルキル水銀化合物	○						○						○						○						4
14	ポリ塩化ビフェニル	○						○						○						○						4
15	ジクロロメタン	○						○						○						○						4
16	1,2-ジクロロエタン	○						○						○						○						4
17	1,1-ジクロロエチレン	○						○						○						○						4
18	1,1,2-トリクロロエタン	○						○						○						○						4
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	○						○						○						○						4
20	1,1,1-トリクロロエタン	○						○						○						○						4
21	四塩化炭素	○						○						○						○						4
22	トリクロロエチレン	○						○						○						○						4
23	テトラクロロエチレン	○						○						○						○						4
24	1,3-ジクロロプロペン	○						○						○						○						4
25	チウラム	○						○						○						○						4
26	シマジン	○						○						○						○						4
27	チオベンカルブ	○						○						○						○						4
28	ベンゼン	○						○						○						○						4
29	セレン及びその化合物	○						○						○						○						4
30	ふっ素及びその化合物	○						○						○						○						4
31	ほう素及びその化合物	○						○						○						○						4
32	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○						○						○						○						4
33	燐含有量(全りん)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
34	銅含有量	○						○						○						○						4
35	亜鉛含有量	○						○						○						○						4
36	溶解性鉄含有量	○						○						○						○						4
37	溶解性マンガン含有量	○						○						○						○						4
38	クロム含有量	○						○						○						○						4
39	ノルマヘキサン抽出物質(鉱油類)	○						○						○						○						4
40	ノルマヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	○						○						○						○						4
41	フェノール類含有量	○						○						○						○						4
42	沃素消費量	○						○						○						○						4
43	有機燐化合物	○						○						○						○						4
44	1,4-ジオキサン	○						○						○						○						4

No.	第一調整池 池水 項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	水素イオン濃度(pH)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	生物学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
4	浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
5	窒素含有量(全窒素)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
6	燐含有量(全りん)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

No.	外周水路 項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	回
		1	1	1	1	1	1	
1	水素イオン濃度(pH)	○	○	○	○	○	○	6
2	生物学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	6
3	化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○	○	6
4	浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	6
5	窒素含有量(全窒素)	○	○	○	○	○	○	6
6	燐含有量(全りん)	○	○	○	○	○	○	6



検体採取場所



資源化センター 水質規制値一覧及びチェック表

月分

分析項目	基準値	単位	分析値チェック欄※1							
			水濁法規制対象排水				水濁法規制対象外排水※2			
			令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
			処理水ピット	処理水ピット	第一調整池	外周水路	測定値	判定	測定値	判定
水素イオン濃度 (pH)	5.8 ~ 8.6	—			—					
生物学的酸素要求量 (BOD)	25 以下	mg/L			—					
化学的酸素要求量 (COD)	160 以下	mg/L			—					
浮遊物質 (SS)	60 以下	mg/L			—					
フェノール類含有量	1 以下	mg/L			—			—	—	
銅含有量	3 以下	mg/L			—			—	—	
亜鉛含有量	2 以下	mg/L			—			—	—	
溶解性鉄含有量	10 以下	mg/L			—			—	—	
溶解性マンガン含有量	10 以下	mg/L			—			—	—	
クロム含有量	2 以下	mg/L			—			—	—	
大腸菌数	日平均 800 以下	CFU/ml			—			—	—	
窒素含有量 (全窒素)	120 以下	mg/L			—					
燐含有量 (全りん)	16 以下	mg/L			—					
カドミウム及びその化合物	0.03 以下	mg/L			—			—	—	
シアン化合物	1 以下	mg/L			—			—	—	
有機燐化合物	1 以下	mg/L			—			—	—	
鉛及びその化合物	0.1 以下	mg/L			—			—	—	
六価クロム化合物	0.2 以下	mg/L			—			—	—	
砒素及びその化合物	0.1 以下	mg/L			—			—	—	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下	mg/L			—			—	—	
アルキル水銀化合物	検出されないこと (※3)	mg/L			—			—	—	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	mg/L			—			—	—	
トリクロロエチレン	0.1 以下	mg/L			—			—	—	
テトラクロロエチレン	0.1 以下	mg/L			—			—	—	
ジクロロメタン	0.2 以下	mg/L			—			—	—	
四塩化炭素	0.02 以下	mg/L			—			—	—	
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	mg/L			—			—	—	
1,1-ジクロロエチレン	1 以下	mg/L			—			—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	mg/L			—			—	—	
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	mg/L			—			—	—	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	mg/L			—			—	—	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	mg/L			—			—	—	
チウラム	0.06 以下	mg/L			—			—	—	
シマジン	0.03 以下	mg/L			—			—	—	
チオベンカルブ	0.2 以下	mg/L			—			—	—	
ベンゼン	0.1 以下	mg/L			—			—	—	
セレン及びその化合物	0.1 以下	mg/L			—			—	—	
ふっ素及びその化合物	8 以下	mg/L			—			—	—	
ほう素及びその化合物	10 以下	mg/L			—			—	—	
沃素消費量	220 以下	mg/L			—			—	—	
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 以下	mg/L			—			—	—	
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	30 以下	mg/L			—			—	—	
水温	45 以下	°C			—			—	—	
1,4-ジオキサン	0.5 以下	mg/L			—			—	—	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	合計量 100以下 (※4)	mg/L			—			—	—	

※1 基準値を超えない場合は○、採水日の測定項目でなければ、基準値を超える場合は×を表示。

※2 外周水路及び第一調整池の水に施設から直接出る工場排水は含まれないため、水質汚濁防止法の規制の対象外となります。

※3 「検出されないこと」とは、定量下限値未満であること。

※4 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100以下。

※5 測定値が定量下限値未満の場合は半角の不等号及びスペースを用いて表記する (例: 「0.01未満」→「< 0.01」)